

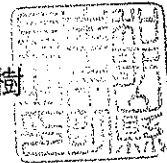


告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町内の字の区域を次のとおり新設する。

平成20年4月1日

串本町長 松原繁樹



1. 大字サンゴ台を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地番
鬮野川	ヤソフ	687、688、689の1、689の2、690、691、691の2、692
鬮野川	堀金	783の2から783の4まで、784
鬮野川	岩崎	844の2から844の11まで、845、845の1から845の15まで、845の19
鬮野川	大谷	1060の1、1060の3、1060の41から1060の132まで、1060の134、 1060の137、1060の140から1060の159まで、1060の161から 1060の232まで、1060の244、1060の245、1060の249、 1060の250、1075、1076の2、1076の5から1076の15まで、 1076の17から1076の19まで、1083の2、1086、1087
鬮野川	堂ノ谷	全部
鬮野川	大浦之谷	1184の1、1184の6、1184の7、1184の10から1184の49まで、 1194の2、1198から1204まで、1205の3、1207の1
鬮野川	馬目山	1222の2から1222の32まで、1223、1224の1、1226、1227、1229、 1230、1232、1233
鬮野川	タタナリ	1253の1、1253の2、1254、1255の1から1255の21まで、 1256の1から1256の5まで、1257の1、1257の2、 1258の1から1258の5まで、1259、1260の1から1260の3まで、 1262の1、1262の2、1263の1、1263の2、1264、1265の1、 1265の2、1266の1、1266の2

地番については、平成19年10月31日現在の地番である。